

令和元年6月21日現在

機関番号：37105

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16998

研究課題名（和文）国際労働法における規範の柔軟性の現代的意義

研究課題名（英文）The Contemporary Significance of Plurality of Norms in International Labour Law

研究代表者

小寺 智史 (Kodera, Satoshi)

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号：80581743

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果として指摘できるのは、規範の柔軟性に関する既存研究の体系的な整理である。1960年代以降の開発の国際法において活発であった規範の柔軟性研究が、1980年代以降、その勢いが急速に衰退することを明らかにした。他方で、開発の国際法それ自体に関しては、近年、仏を中心に「再燃」とも呼べる現象を見て取ることができることも判明した。しかし、同現象においても、国際労働法における規範の柔軟性は取り上げられることはなく、本研究の新規性を改めて確認することができた。また、先行研究に基づき、現在、ILO諸条約やFTAに挿入されている規範の柔軟性の体系的な類型化を行った点も、本研究の成果といえよう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の目的は、国際労働基準に導入された「規範の柔軟性」の理論的及び実証的な分析を通じて、途上国における労働者の人権状況と途上国の発展の関係、さらに同関係に対する国際法の意義及び限界を明らかにするものである。

現在、サプライチェーンのグローバル化と人権意識の国際的な高まりを通じて、途上国における労働環境に対して関心が集まっている。本研究が明らかにした規範の柔軟性の理論的及び実践的状況は、今後のグローバルな国際経済関係を把握するうえで、重要な視点を提供するものといえる。

研究成果の概要（英文）： One of the main results of this research project is the systematic review of study into "flexibility of norms". The project revealed the study into "flexibility of norms" developed in the context of international law of development during 1960s-70s. However, the number of studies decreased in 1980s and we saw only a few studies by 1990s. The latest study on flexibility of norms is the one conducted by G. P. Politakis in 2004. At the same time, a new phenomenon was observed, which is the resurgence of international law of development. In other words, some French scholars proposed to establish "new" law of development. However, the flexibility of norms in international labor law has not become the object of this new agenda. It is also a result of the research project that, in this new academic circumstance, it focused on the categorization of flexibility of norms in international labor conventions and other treaties, and analyzed its implication for the order of global economy.

研究分野：国際法

キーワード：規範の柔軟性 国際労働法 国際労働機関 開発の国際法 FTA

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

現在、途上国は外国資本を自国に誘致し、グローバルに展開されたサプライチェーンに自らを積極的に組みこむことで、経済発展を遂げようと試みている。この外資の誘致において鍵となるのが、途上国が有する比較優位、すなわち安価な労働力である。実際、日本の企業も安価な労働力を期待して、中国及びタイを初めとする ASEAN 諸国に製造拠点を移転させている。このようなサプライチェーンのグローバル化と並行して顕著なのが、途上国における労働環境に対する関心の高まりである。国際 NGO による監視等を通じて、途上国における労働者の過酷な人権状況が報告されている。途上国の労働者に対する人権侵害を契機として生じた、ナイキその他の欧米企業に対する不買運動は記憶に新しい。

このサプライチェーンのグローバル化と人権意識の国際的な高まりという二重の傾向は時として、途上国及び途上国の労働者の発展に関してパラドクスを生ぜしめる。すなわち、途上国の労働者の人権状況の改善が労働コストを増大させ、その結果、安価な労働力という途上国の比較優位が失われるというパラドクスである。もちろん、途上国の労働者の人権は保護されなければならない。しかし、先進国と同一の労働基準を適用すれば、途上国は自らの比較優位を生かすことができず、発展を遂げることはできないだろう。

このような事情を配慮し、国際労働機関（以下、ILO）では国際労働基準を策定する際、途上国に対して先進国よりも緩やかな労働基準を定立、適用してきた。ILO では、国家の様々な事情を考慮し、各国家群に異なる労働基準を定立し適用する実践を「規範の柔軟性 (souplesse des normes)」と呼ぶ。規範の柔軟性は、ILO 憲章 19 条 3 項を根拠として、ILO が作成した様々な国際労働基準に導入されている。

研究代表者は、これまで一貫して、開発の国際法における規範の多重性論の現代的意義について研究を行ってきた。ILO における規範の柔軟性については、開発の国際法及び規範の多重性論の分析を通じて部分的には研究を進めてきたが、その過程で、規範の柔軟性に関する研究がその重要性に比して現在圧倒的に不足していることが判明した。また、これまでの規範の多重性研究を通じて、規範の柔軟性についても国際労働基準の文言上の分析では不十分であり、それら基準の途上国における国内実施をも対象とする実証的な研究が必要であると着想するに至った。

### 2. 研究の目的

サプライチェーンのグローバル化と人権意識の国際的な高まりを通じて、途上国における労働環境に対して関心が集まっている。本研究は、国際労働基準に導入された「規範の柔軟性」の理論的及び実証的な分析を通じて、途上国における労働者の人権状況と途上国の発展の関係、さらに同関係に対する国際法の意義及び限界を明らかにするものである。具体的には、規範の柔軟性に関する既存研究の整理、国際労働基準における規範の柔軟性の発現形態の検討、及び途上国における規範の柔軟性の国内実施の分析を行う。

本研究は、これら 3 つの段階からなる最新かつ実証的な分析を通じて、国際労働法における規範の柔軟性の現代的意義、さらに開発・人権問題に対する国際法の意義と限界を解明することを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、国際労働法における規範の柔軟性に関して最新かつ実証的な分析を行い、その現代的意義を解明することを目的としている。具体的な研究計画及び方法は以下の 3 点に集約される。第 1 に、規範の柔軟性に関する既存研究の整理である。国際労働法における規範の柔軟性に関する既存研究について文献調査を実施する。同調査は具体的に、(ア) ILO 憲章の起草過程を含む ILO 内部における議論、(イ) 1960 年代以降の開発の国際法における規範の柔軟性研究、及び(ウ) 開発の国際法が衰退した 1980 年代後半以降の研究の 3 つに大別される。これら 3 つの研究は国内外のアーカイブを活用することで実施する。

第 2 に、国際労働基準における規範の柔軟性の発現形態の検討である。ILO 条約・勧告における規範の柔軟性の発現形態について、各条約・勧告の文言に着目して分析し、類型化を試みる。この検討は、先行研究及び ILO 事務局が作成したマニュアルを手がかりとして、ILO 条約・勧告を詳細に分析することによって行う。

第 3 に、途上国における規範の柔軟性の国内実施の分析である。ILO 条約及び勧告に導入された規範の柔軟性について、途上国内での実施状況を分析する。具体的には、規範の柔軟性を具体化する諸規定の途上国、特に ASEAN 諸国における実施状況を、各国の国内労働法制を中心に分析することで明らかにする。この途上国の国内実施の分析は、日本国内での資料調査に加えて、ASEAN 諸国での現地調査（文献調査及びヒアリング）を通じて実施する。

### 4. 研究成果

本研究の成果としてまず指摘できるのが、規範の柔軟性に関する既存研究の体系的な整理である。この点、主に 1960 年代以降の開発の国際法における規範の柔軟性研究、及び開発の国際法が衰退した 1980 年代後半以降の研究を詳細に分析した。その結果、1960 年代以降の開発の国際法の文脈においては多くの規範の柔軟性研究が存在したものの、1980 年代以降にはその数は著しく減少したことを確認した。もっとも新しい研究として G.P. Politakis の論文 (G.P.

Politakis, “Deconstructing flexibility in international labour Conventions”, in J.-C. Javillier and B.Gernigon (eds.), *Les normes internationales du travail: un patrimoine pour l’avenir* (Bureau international du Travail, 2004) )があったが、それも2004年の公刊である。

他方で、先行研究のレビューを行う過程で、規範の柔軟性研究が展開されてきた開発の国際法それ自体の「再燃」とも呼べる現象を発見した。同現象は、開発の国際法が誕生したフランスを中心に近年みられるものであり、日本ではほとんど知られていないことも合わせて判明した。そこで、規範の柔軟性研究の理論的枠組みを再検討するという意図のもと、同現象を分析した。同分析の結果、現在の開発の国際法の再燃は、きわめて広がりを持つ現象であることが明らかになった。しかし、それにもかかわらず、国際労働法における規範の柔軟性に関しては、現在でも分析の対象となっておらず、本研究の新規性を再確認することができた。

続いて、本研究では、国際労働基準における規範の柔軟性の発現形態の分析も進めた。同分析の前提として、先行研究による類型化を分析した。そのうえで、ILO 諸条約に顕在化する規範の柔軟性の類型化を試みた。また、研究を進めるなかで、サプライチェーンのグローバル化の観点から、FTAにおける労働基準も分析する必要性が明らかとなった。そこで、FTAに挿入される途上国関連規定の分析も並行して実施した。

他方で、途上国における規範の柔軟性の国内実施の分析については、資料調査及びアジア法の実務家へのヒアリングなどの調査を実施したものの、十分な成果が得られたとは言い難い。その理由としては、上記2つの理論的・前提的な考察及び検討に時間を要したことに加えて、研究代表者のアジア法及びASEAN国内法への不十分な知識によるところが大きい。この点、本研究で得られた知見に基づき、さらに研究を進めていきたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

・小寺智史「開発の国際法の新展開 フランス語圏における議論を手がかりとして」(九州国際法学会、2017年7月8日)

〔図書〕(計 1 件)

・小寺智史「開発の国際法の新展開 フランス語圏における議論を手がかりとして」西南学院大学法学部創設50周年記念論文集編集委員会編『変革期における法学・政治学のフロンティア』(日本評論社、2017年)227-244頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。